

(昭和二十三年七月三十日)
(法律)

第四章 医療法人

(医療法人)
第三十九条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする

社団又は財団は、この法律の規定により、「これを法人とする」とができる。

前項の規定による法人は、医療法人と称する。

* 「法人」=民二三三、民法等の準用=法六八、医療法人=令五〇六、規則二二六

(名称の使用制限)

第四〇条 医療法人でない者は、その名称中に「医療

法人」という文字を用いてはならない。

* 規則二二七

(施設又は資金)

第四一条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産

を有しなければならない。

2 前項の資産に關し必要な事項は、医療法人の開設

する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定め

る。

* 「厚生労働省令」=規則二二〇の二二四

(業務の範囲)

第四二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又

は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款

又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業

務の全部又は一部を行うことができる。

一 医療関係者の養成又は再教育

二 医学又は歯学に関する研究所の設置

三 第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療

所の開設

四 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を

摂取して全身持久力に關する生理機能の維持又は回復のために行なう身体の運動をいう)、次号において同じ」を行わせる施設であつて、診療所が附

置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置

五 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行なう場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基

準に適合するものの設置

六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に關する

業務

七 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第

二二条第三項第一号から第六号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第七号に掲げる事業の実施

2 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するもの

(以下「特別医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところによ

り、その収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の經營に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務を行ひよ

ができること。

一 役員のうちにば、各役員についで、その役員の配偶者及び三親等以内の親族が役員の总数の二分の一を超えて含まれることがないことその他

公的な運営に關する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

2 前項に規定する厚生労働大臣が定める業務(第六

十四条の二において「収益業務」という。)に関する会計は、当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務及び第一項各号に掲げる業務に關する会計から区分し、特別の会計として総理しなければならない。

* 一項四・五号の「厚生労働大臣の定める基準」=平

四厚告一八六(医療法第四十一条第一項第四号及び第五号に規定する施設の職員、設備及び運営方法に關する基準)、七号の「厚生労働大臣が定めるもの」=平一〇厚告一五(厚生労働大臣の定める基準が行なわれる医療法人が行なうことができる社会福祉事業)

二 一項本文の「厚生労働大臣が定める業務」=平一〇厚告一〇八(厚生労働大臣の定める医療法人ができることができる収益業務)

* 二項四・五号の「厚生労働省令」=規則二二〇の二二五

=規則二二〇の二二五

「認可」の取消=法六五・六六、民七一「認

可」をしない場合の弁明の機會の付与等=法六七

規則二二七・二二八「新規行為」=民二九

(登記)

第四三条 医療法人は、政令の定めるといふたまつて、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他の登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその経営及び清算の結果の各場合に登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。

3 登記所は、医療法人に關して登記をしたときは、その登記した事項を遅滞なく公告しなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。

* 一項の「政令」=昭三九政令一九(組合等登記令)

* 「登記」の届出=令五〇の七 規則二二六一

(設立認可)

第四四条 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができる。

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一 その開設しようとする病院、診療所又は介護老

人保健施設の名称及び開設場所

二 事務所の所在地

三 資産及び会計に關する規定

四 六役員に関する規定

五 七社団たる医療法人にあつては、社員たる資格の得喪に關する規定

六 八解散に關する規定

九 定款又は寄附行為の変更に關する規定

十 公告の方法

2 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける

ことしがなくなるまでの者

* 「理事」=民五八・五五、「監事」=民五八・五九、「認可」の申請=規則二二一の二・二二六、「役員」の登記=令五〇の八

(設立認可基準)

第四五条 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第四十一条の要件に該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可をし、又は認可をしない处分をするに當たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聽かなければならない。

(理事長)

第四条の三 医療法人（次項に規定する医療法人を除く。）の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

2 前項第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可を受けて一人の理事を置く医療法人について、この章（第四項を除く。）の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。

3 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。

*「認可」の申請＝規則三二一の二・三六

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその業務を行ふ。

3 医療法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項

2 財団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

1 寄附行為をもつて定めた解散事由の発生

2 前項第一号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由

*「厚生労働省令」＝規則三二一の二

「変更」＝法三二八 「認可」の申請＝規則三二一

三六 規則＝法七六一の二

*「認可」の申請＝規則三二一の二・三六

2 前項の規定により届け出るべき事項の細目及び届出の手続は、厚生労働省令で定める。

*「厚生労働省令」＝規則三二一の二・三六

「金計年度」＝法五三一 規則＝法七六一の二

*「会類の整備 聞覺」

2 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作り、常にこれを各事務所に備えて置かなければならぬ。

*「会類の整備 聞覺」＝法七六二

5 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

*「合併」＝法五七 「認立認可の取消」＝法六五・六

6 「認可」の申請＝規則三四・三六 「認可」をしない場合の弁明の機会の付与等＝法六七

2 債権者が前項の期間内に合併をして異議を述べたときは、合併を承認したものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はセカンドリーダンスの債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてでもその債権者をするおそれがないときは、この限りでない。

4 債権者が前項の規定により処分されない財産は、國庫に帰属する。

*「合併」＝法七六四

3 財団たる医療法人の財産で、第一項の規定により処分されないものは、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者に「れを帰属させる。

2 社団たる医療法人の財産で、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を経、且つ、都道府県知事の認可を受けて、「れを処分する。

3 財団たる医療法人の財産で、第一項の規定により処分されないものは、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者に「れを帰属させる。

2 財団たる医療法人は、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者に「れを帰属させる。

3 財団たる医療法人は、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者に「れを帰属させる。

2 財団たる医療法人は、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者に「れを帰属させる。

3 財団たる医療法人は、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者に「れを帰属させる。

2 財団たる医療法人は、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者に「れを帰属させる。

3 財団たる医療法人は、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者に「れを帰属させる。

5 第五十五条第四項の規定は、前項の認可について準用する。

*「認可」の申請＝規則三四・三六 「認可」をしない場合の弁明の機会の付与等＝法六七

*「財産目録 貸借対照表の作成」

3 医療法人は、前条第四項に規定する都道府県知事の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から一週間に以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

*「罰則」＝法七六四

2 財團たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

1 寄附行為をもつて定めた解散事由の発生

2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散事由の発生

*「厚生労働省令」＝規則三二一

「変更」＝法三二八 「認可」の申請＝規則三二一

三六 規則＝法七六一の二

*「認可」の申請＝規則三二一の二・三六

2 前項の規定により届け出るべき事項の細目及び届出の手続は、厚生労働省令で定める。

*「厚生労働省令」＝規則三二一の二・三六

「金計年度」＝法五三一 規則＝法七六一の二

*「会類の整備 聞覺」

2 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作り、常にこれを各事務所に備えて置かなければならぬ。

*「会類の整備 聞覺」＝法七六二

5 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

*「合併」＝法五七 「認立認可の取消」＝法六五・六

6 「認可」の申請＝規則三四・三六 「認可」をしない場合の弁明の機会の付与等＝法六七

2 債権者が前項の期間内に合併をして異議を述べたときは、合併を承認したものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はセカンドリーダンスの債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてでもその債権者をするおそれがないときは、この限りでない。

4 債権者が前項の規定により処分されない財産は、國庫に帰属する。

*「合併」＝法七六四

3 財団たる医療法人の財産で、第一項の規定により処分されないものは、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者に「れを帰属させる。

2 財団たる医療法人は、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者に「れを帰属させる。

3 財団たる医療法人は、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者に「れを帰属させる。

2 財団たる医療法人は、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者に「れを帰属させる。

3 財団たる医療法人は、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者に「れを帰属させる。

(報告及び検査)

第六三條 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがある、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に關し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させねといふことができる。

第二十五條第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

*身分を示す証票=規則四二六一、同様=法七六四の二

(法令等の違反に対する措置)

第六四條 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 医療法人が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期限を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解任を勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止を命じ、又は役員の解任を勧告するに當たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聽かなければならぬ。

*役員の解任を勧告する場合の弁明の機会の付与等

法六七 規則=法七六五

(特別医療法人の業務の停止)

第六八條 都道府県知事は、収益業務を行つ特別医療法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該特別医療法人に対し、収益業務の停止を命ずることができる。

1 当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は老人保健施設の経営に充てないこと。

2 当該特別医療法人が収益業務から生じた収益を、当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は老人保健施設の経営に充てないこと。

3 収益業務の継続が、当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障があること。

*罰則=法七六五

(設立認可の取消)

第六五條 都道府県知事は、医療法人が、成立した後又はすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を休止若しくは廃止した後一年以内に正当の理由がないのに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

第六六條 都道府県知事は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く都道府県知事の命令に違反した場合においては、他の方法により監督的目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により設立の認可を取り消すに當つては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聽かなければならぬ。

(厚生労働大臣による設立認可取消処分指示)

第六七條 第六条の二 厚生労働大臣は、第六十四条第一項及び第二項、第六十四条の二、第六十五条並びに前条第一項の規定による処分を行わなうことが著しく公衆を害するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、これらの規定による処分を行つべきことを指示することができる。

(弁明の機会の付与等)

第六八條 都道府県知事は、第四十四条第一項、第五十五条第三項若しくは第五十七条第四項の規定による認可をしない処分をし、又は第六十四条第二項の規定により役員の解任を勧告するに當たつては、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、その指名した職員又はその他の者に対して弁明する機会を与えないなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をするべき日時、場所及び当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。

(訴訟規定)

第六八条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書及び第二項、第四十七条第一項ただし書、第五十条、第五十一条第一項、第五十五条第三項、第四項(第五十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第五項、第五十六条第二項及び第三項、第五十七条第四項、第五十八条並びに第六十四条から第六十八条まで中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十五条第二項、第五十五条第三項及び第六十六条第二項、第六十四条第三項及び第六十六条第二項中「都道府県医療審議会」とあるのは「社会保障審議会」と、第六十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される第四十四条第一項、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条第三項及び第三項並びに第五十七条第四項の規定による認可の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。
〔政令への委任〕
第六八条の二 この章に特に定めるものの外、医療法人の監督に關する必要な事項は、政令でこれを定める。

*「政令」=令五の六～一〇
*罰則=法七六六～八

(昭和三〇・一〇・二七)
政令三二六

(医療法人台帳等)

第五条の六 厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ医療法人台帳を備え、厚生労働大臣にあつては、「一以上の都道府県の区域内において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人について、都道府県知事においては、その他の医療法人で当該都道府県の区域内に主たる事務所を有するものについて、厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。」

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人（「一以上の都道府県の区域内において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人を除く。」）が、他の都道府県の区域内へ主たる事務所を移転したときは、当該医療法人に関する医療法人台帳の記載事項を、当該医療法人の主たる事務所の新所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

* 一項の「厚生労働省令」＝規則三八
「右記」の保存期間＝令五の九

(統記の届出)

第五条の七 医療法人が、組合登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。

(役員変更の届出)

第五条の八 医療法人は、その役員に変更があつたときは、新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(書類の保存期間)

第五条の九 都道府県知事は、医療法人台帳及び厚生労働省令で定める書類を、当該医療法人台帳及び厚生労働省令で定める書類に係る医療法人の解散した日から五年間保存しなければならない。

* 「厚生労働省令」＝規則三九

(統計規定)

第五条の一〇 一以上の都道府県の区域内において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係る前三条の規定の適用については、これらの規定中「法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

(昭和二十三年一月五日)

第五章 医療法人

〔医療法人の自己資本類〕

第三〇条の三 国立病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の百分の二十に相当する額以上の自己資本を有しなければならない。ただし、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する自己資本とは、資本金及び剰余金の合計額（繰越損失金がある場合にはその額を控除した額）をいい。

〔特別医療法人とされる公的な運営に関する要件〕

第三〇条の三五 法第四十二条第一項第一号の規定による要件は、次のとおりとする。

1 財團である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めのないものである」とし、

1 当該医療法人が開設する医療提供施設のうち、もる病院又は診療所である」とし、四十人以上の患者を入れて運営するための施設を有するものであることと、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定に基づき救急病院である旨を告示されたものとし、その他の公益の増進に著しく寄与する事業を並びに定める施設を有するものであること。

1 専らがんその他の悪性新生物、小児疾患等の周産期疾患又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床

1 専ら心臓病、脳血管疾患、呼吸器疾患等の疾患を有する者を告入させ、診断及び治療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

1 専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患者を告入させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

1 専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患者を告入させ、診断及び治療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

1 専ら心臓病、脳血管疾患、呼吸器疾患等の疾患を有する者を告入させ、診断及び治療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

本 治療方法の確立していない疾病に罹り患有してい

る者を告入させ、当該疾病に關し、診断及び治

療並びに調査研究を行う病院又は診療所の当該

機能に係る病床

へ 小児慢性疾患に關し、診断及び治療を行う病

院又は診療所であつて、療養中の児童又は生徒

に對して学校教育を行う施設が設置されている

ものと當該機能に係る病床

ト 専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を

入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当

該機能に係る病床

チ 専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患

者を告入させ、診断及び治療を行う病院又は診

療所の当該機能に係る病床

リ 病院又は診療所の全部又は一部、設

備、器械及び器具を當該病院又は診療所に勤務

しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修

に係る病床

イ 当該医療法人の業務について、次に掲げる要件

1 上記病院と同様の事情にある者と生

じたすものである」と。

四 当該医療法人につき医療に関する法令に違反する事實その他の公益に反する事実がないこと、

五 当該医療法人の設立者、役員等（その理事、幹事、評議員その他のこれらの方に準するものといふ。以下同じ。）若しくは社員又はこれらの者の親族等（いわゆる者と親族關係を有する者及び次に掲げる特殊の關係がある者をいう。）に対し、に對して学校教育を行う施設が設置されているものと當該機能に係る病床

六 治療方法の確立していない疾病に罹り患有してい

る者を告入させ、当該疾病に關し、診断及び治

療並びに調査研究を行う病院又は診療所の当該

機能に係る病床

へ 小児慢性疾患に關し、診断及び治療を行う病

院又は診療所であつて、療養中の児童又は生徒

に對して学校教育を行う施設が設置されている

ものと當該機能に係る病床

ト 専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を

入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当

該機能に係る病床

チ 専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患

者を告入させ、診断及び治療を行う病院又は診

療所の当該機能に係る病床

リ 病院又は診療所の全部又は一部、設

備、器械及び器具を當該病院又は診療所に勤務

しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修

に係る病床

イ 当該医療法人の業務について、次に掲げる要件

1 上記病院と同様の事情にある者と生

じたすものである」と。

五 当該医療法人の設立者、役員等（その理事、幹

事、評議員その他のこれらの方に準するものとい

う。以下同じ。）若しくは社員又はこれらの者の親

族等（いわゆる者と親族關係を有する者及び次

に掲げる特殊の關係がある者をいう。）に対し、

に對して学校教育を行う施設が設置されている

ものと當該機能に係る病床

六 治療方法の確立していない疾病に罹り患有してい

る者を告入させ、当該疾病に關し、診断及び治

療並びに調査研究を行う病院又は診療所の当該

機能に係る病床

へ 小児慢性疾患に關し、診断及び治療を行う病

院又は診療所であつて、療養中の児童又は生徒

に對して学校教育を行う施設が設置されている

ものと當該機能に係る病床

ト 専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を

入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当

該機能に係る病床

チ 専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患

者を告入させ、診断及び治療を行う病院又は診

療所の当該機能に係る病床

リ 病院又は診療所の全部又は一部、設

備、器械及び器具を當該病院又は診療所に勤務

しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修

に係る病床

イ 当該医療法人の業務について、次に掲げる要件

1 上記病院と同様の事情にある者と生

じたすものである」と。

六 出資申込書又は寄附申込書の写し

七 設立決議録

八 不動産その他の重要な財産の権利の所屬につい

ての登記所、銀行等の証明書類

九 の二 病院又は介護老人保健施設を開設する医療

法人については、当該医療法人の資産が第三十条

の三十四第一項に規定する要件に適合してい

ることを証する書類

十 設立後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書

十一 設立者の履歴書

十二 設立代表者を定めたときは、適法に選任された

こと並びにその権限を記載する書類

十三 役員の就任承諾書及び履歴書

十四 保育施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書類

十五 第三十一条の三十五第一項を号に規定する要件に適合していることを証する書類

十六 法第四十二条第二項に規定する厚生労働大臣が定める業務を行おうとする医療法人にあつては、当該

業務の概要並びに運営方法を記載した書類

十七 設立後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書

十八 設立者の履歴書

十九 設立代表者を定めたときは、適法に選任された

こと並びにその権限を記載する書類

二十 役員の就任承諾書及び履歴書

二十一 保育施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書類

二十二 当該医療法人が、法第四十二条第一項に規定する特別医療法人に該当する場合にあつては、次に掲げる書類

二十三 第三十一条の三十五第一項を号に規定する厚生労働大臣が定める業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務の概要及び運営方法を記載した書類

○相続税法

〔昭和二十五年五月三十一日〕

(定稿)

田舎のいのちのよさを、次に紹介する。

十六、資本等の金額 資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額をじつ。
十七、資本積立金額 イからルまでに掲げる金額の合計額がカラフからままでに掲げる金額の合計額を減算した金額をさう。

ル
財團である医療法人又は社団である医療法人又は社団で、その譲り受けた金額の額又は金銭以外の資産の価額（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第六十六条第四項（公益を目的とする事業を行う法人に対する課税）の規定によりこれらの資産につき贈与税又は相続税を納付する場合に、その贈与税又は相続税の額に相当する金額を控除した額）

の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了までの債務の確定しないものを除く。）の額

三 当該事業年度の損失の額で資本準備として計算されるものとし、

取引以外の取引に係るもの

第二項に規定する当該事業年度の取引益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の標準に従って計算されるものとする。

第二項又は第三項に規定する資本準備取引とは、法人の資本等の金額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う私益又は剰余金の分配（商法第二百四十三条第一項第一項（中間配当）又は資本の流動化に関する法律第四条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。）をいう。

〔參照〕商法二九〇

般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。
第一項は第三項の資本等の金額の増加取引又は減少をする取引及び法人が行つた私益又は剰余金の分配（商法第二百五十三条第一項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律第四条第一項（中間配当）に規定する金額の分配としてその他これに類する金額の分配として政令で定めるものを含む。）をいう。

一 前記に掲げるもののほか、当該事業年度の販売額、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

二 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

三 第二項に規定する当該事業年度の取引の額及び前項各号に掲げる額は、一

3 内国法人の各事業年度の所得の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。
一 当該事業年度の収益に係る売上高

（各事業年度の所得の金額の計算）
第十一十二条 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、当該年度の譲渡又は給付による資産の販売、有償又は無償による譲り受けの債務の提供、無償による資産の譲受その他の取引による資本取引以外のものに係る当該事業年度の収益的額とする。

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上高、販売原価、税金、消費税、工事原価その他これらに準じた原価の額

二 前項におけるもののほか、当該事業年度の一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等の取引以外の取引に係るもの

(人情のない社団又は財團等に対する)
解説

(人情のない) 社団又は財団等に対する
規則(説明)
第六十六條 代表者は被委任者等の間の取引
に付するときは、被委任者等が該取引の事務
を執行するに當る場合(当該被委任者等
が被委任する係りが財團の個體が法人税
の課税対象に該當する場合は、該取引の各
種類の所徴の計算上掛金の額に算入され
るに付する場合は除く)、(二)、(三)、(四)
では、当該社団又は財団を個人とみな
して、これが贈与税又は袖税率を課す
場合においては、贈与に因り
肥得した認定額に付し、当該贈与者の
異なるものにてて、当該贈与者が一人の
みから財産を取得したものとなして
算出した場合の贈与税額の合計額をも
つて当該社団又は財團の納付すべき贈
与税額とする。
前項の規定は、同様に規定する社団
又は財團を設立するため財産の提供
があつた場合(その提供に係る財産の
半額及び第三項に「社団」と読み替へられて
あるのは、「當該法人」と、「當該社団又は財
團」とあるのは、「當該法人」と、「當
該社団」として同一の意味とする。)

3. 個別の場合は勿論で、第一項の規定の適用については、第一項に規定する所の通じて、本団体は財團の住所は、その主たる事務所又は事務所の所在地にあるものとみなす。

